

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第23号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年上尾市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の135」を「100分の122.5」に改め、「に、市長が別に定める割合を乗じて得た額」を削る。

第20条を次のように改める。

（期末手当の不支給及び支給の一時差し止め）

第20条 期末手当の不支給及び支給の一時差し止めは、一般職の常勤職員の例による。

第21条第4項中「会計年度任用職員をいう。」の次に「第21条の5第4項において同じ。」を加える。

第21条の次に次の4条を加える。

（勤勉手当）

第21条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第21条の5第3項第10号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第8項各号に定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第4項に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における次の各号に掲げる会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 零 零

4 第2項の成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の102.5を超え100分の205以下
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の102.5以下
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の102.5未満

5 前項の場合において、会計年度任用職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、市長の定めるところによるものとする。

6 第4項第1号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

7 第18条第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

8 勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日に応じて、当該各号に定める日とする。

(1) 6月1日 6月25日

(2) 12月1日 12月25日

9 第9条第4項の規定は、前項の勤勉手当の支給日について準用する。

10 第2項による勤勉手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給の対象とならない職員)

第21条の3 第19条の規定は、勤勉手当の支給の対象とならない会計年度任用職員について準用する。

(勤勉手当の不支給及び支給の一時差し止め)

第21条の4 勤勉手当の不支給及び支給の一時差し止めは、一般職の常勤職員の例による。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第21条の5 第21条の2第2項に規定する勤務期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 第19条第2項の規定は、前項の勤務期間について準用する。

3 第1項の勤務期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 無給休職者として在職した期間の全期間

(2) 刑事休職者として在職した期間の全期間

(3) 停職者として在職した期間の全期間

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第21条第3項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員として在職した期間

(5) 第12条の規定により報酬等を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から会計年

度任用職員勤務時間規則第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日並びに会計年度任用職員勤務時間規則第9条に規定する職員の休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、市長が定める期間を除く。

(7) 会計年度任用職員勤務時間規則第18条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 会計年度任用職員勤務時間規則第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

4 公務疾病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第24条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。